

東葛モラルアップ通信 ・ 令和5年10月号



「チーム東葛飾 すべては子供たちの未来のために！」

～変革と創造～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議



今月のテーマ 「 体罰の防止 」

成績処理や運動会や体育祭、部活動指導などで先生方の疲れが出始める頃です。こういう時期だからこそ、児童生徒への指導方法や言葉かけには十分に気を付けなければなりません。

そこで、今月は「体罰の防止」について考えていきます。事例をもとに普段の児童生徒との接し方を振り返っていきましょう。

小学校で勤務するA教諭。授業中の態度が日頃から悪い児童Bに対して、大声で、何度も注意してきました。ある日、A教諭は宿題をしばらくやっこない児童Bに対して、大声で注意するだけでなく、教室の後方で、正座で授業を受けるよう指示しました。児童Bは苦痛を訴えましたが、A教諭はそのままの姿勢を保持させました。その後、児童BはA教諭の指導に恐怖を感じ、登校できなくなりました。

A教諭の児童Bへの行った行動（肉体的苦痛、精神的苦痛を与えるもの）は体罰にあたります。他にもこれらの行動も体罰にあたります。

《体罰の例》

- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 給食の時間にふざけていた生徒に対し口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

（参考 文部科学省 HP 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考例より一部抜粋）

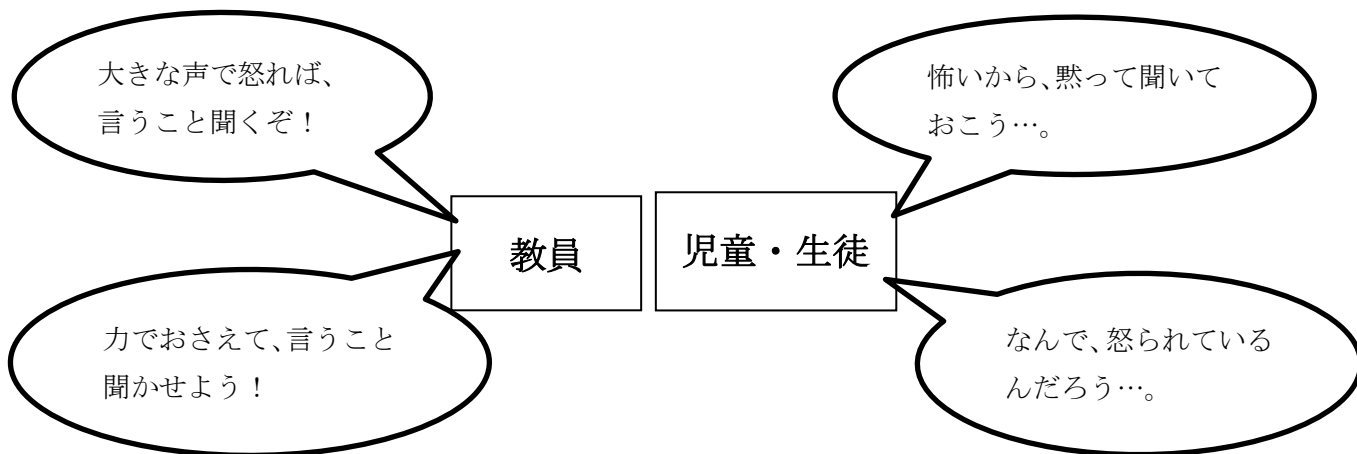
懲戒処分の指針（千葉県教育委員会）では「体罰」について懲戒処分の標準例として以下のように定めています。

～千葉県懲戒処分の指針より～

3 児童生徒に対する非違行為関係

(1) 体罰等

- ア 体罰により、幼児、児童及び生徒を死亡させ、又は児童、生徒に重大な後遺症が残る障害を負わせた職員は、免職とする。
- イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- ウ 侮辱的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。



恐怖感や侮辱感、人権侵害などの精神的苦痛や負担を与える言動、直接的や間接的に肉体的苦痛をあたえる指導は、児童生徒の心身への影響は計り知れないほど大きく、健やかな成長にはつながりません。

児童・生徒に指導するときは怒っていますか？それとも、叱っていますか？

〈怒る〉感情的に自分のイライラや怒りをぶつけるもの。
 〈叱る〉相手のために思い、アドバイスをしたり注意をしたりするもの。

～体罰をしない教師とは～

- 1 指導力が豊かな教師
(指導力不足を威圧や腕力でカバーせず、自己研修につとめることができる)
- 2 児童生徒の発達段階を理解している教師
(先入観にとらわれず、因果関係や状況を的確に判断し、冷静な指導ができる)
- 3 人間性の豊かな教師
(指導上の悩みを上司や同僚に相談できる)



普段の自分の指導法や校内体制を振り返ってみましょう。(守れていたら して下さい。)

番号	項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	日常より大きな声で威圧的に指導したり、怒鳴ったりすることはない。	
2	指導して改善が見られなくても、椅子や壁を蹴ったり、物を叩きつけたりするなどの威圧的な態度をとることはない。	
3	指導の結果が出なくても、過度に悩んだり焦ったりすることはない。	
4	指導がうまくいかない時、児童生徒が悪いとは考えずに自分の指導のあり方を振り返るようにしている。	
5	管理職に報告し、自分だけで解決しようと抱え込まないようにしている。	
6	校内には、指導上の悩みを管理職や同僚に気軽に相談できる雰囲気がある。	

参考資料 教学指第1041号 教特第605号 教保体第882号 部活動指導時における体罰及び不適切な指導の根絶について(通知)